

# 北海道公立大学法人札幌医科大学利益相反管理規程

平成21年 7月 6日 規程第52号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、産学連携活動に係る札幌医科大学利益相反ポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「本学」という。）及び本学の教職員が実施する産学連携活動によって生ずる利益相反を適切に管理することにより、社会からの信頼を確保し、公正かつ適正な学術研究活動の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利益相反 産学連携活動によって本学及び本学の教職員が外部から得る利益・責任と、教育研究を行う者としての責任や大学としての社会に対する責任が相反し、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれるおそれのある状態をいう。
- (2) 産学連携活動 企業等との共同研究や受託研究などのほか、企業へのコンサルティングなど本学が有する研究成果・特許等を企業等に移転するための取組みなどをいう。

### (利益相反管理の対象者)

第3条 この規程の対象者は、本学と雇用関係にある常勤・非常勤の教職員（以下「職員」という。）とする。訪問研究員や客員教授などの外部研究者及び学生・研究生等については、必要な範囲内でこの規程を準用する。

### (利益相反管理の対象)

第4条 この規程に基づく利益相反の管理の対象は、当面の間第12条に規定する自己申告を要する場合で、本学及び教職員が実施する研究課題と関連を有する企業等との関係において、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 次の産学連携活動にかかる受入額について、年間の合計受入額が同一組織から200万円を超える場合
  - (ア) 共同研究、受託研究、コンソーシアム
  - (イ) 実施許諾・権利譲渡、技術研修
  - (ウ) 委員等の委嘱
  - (エ) 客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入
  - (オ) 研究助成金・奨学寄附金の受入
  - (カ) 依頼試験・分析
  - (キ) 機器の提供
  - (ク) その他産学連携活動に伴う受入
- (2) 産学連携活動の相手方との関係において、次の項目に該当する場合
  - (ア) 役員就任その他の兼業及び出資などによる経営関与
  - (イ) 未公開株の保有
  - (ウ) 公開株の保有
  - (エ) ストックオプションの保有
  - (オ) 受益権の保有
- (3) (1) 及び (2) に掲げるほか、企業・団体からの収入（診療報酬を除く。）について、年間の合計金額が同一組織から100万円を超える場合で、次に掲げるもの
  - (ア) 講師・講演等謝金
  - (イ) 贈与・寄附（(1) の(オ)を除く）

(ウ) 借入金

(エ) その他の経済的利益

(利益相反管理の一般的基準)

第5条 この規程において管理すべき利益相反は、本学の社会的信用を、許容できない範囲で損なうおそれがあるもので、その判断基準は次に掲げるものによる。

- (1) 教職員が本学における職務よりも個人的な利益を優先させていると客観的に判断される場合
- (2) 本学が本学の社会的責任よりも本学の利益を優先させていると客観的に判断される場合
- (3) 本学及び教職員が、経済的な利益の有無にかかわらず、本学の社会的責任や職務よりも学外の活動を優先させていると客観的に判断される場合
- (4) 本学及び教職員が特定の研究課題を遂行するにあたり、当該研究課題に関連を有する企業等との関係により、研究の公正性・社会性が阻害されていると客観的に判断される場合

## 第2章 利益相反管理委員会

(設置)

第6条 利益相反の管理を行うため、本学に利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 利益相反の管理に関する施策に関すること。
- (2) 利益相反による弊害を回避するための措置に関すること。
- (3) その他利益相反の管理に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる職にある者を委員として組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 学長が指定する理事
- (3) 事務局長
- (4) 附属産学・地域連携センターセンター長
- (5) 事務局次長
- (6) 学外有識者
- (7) その他学長が必要と認める職にある者

2 前項第6号の委員は学長が委嘱し、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、第8条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長がその職務を行うことができないときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事等)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければその会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員は、自己が関わる利益相反事案についてはその議事に加わることができない。この場合において、当該委員の数は前項の委員の数に算入しないものとする。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第11条 委員会に、専門的事項を調査・検討するため、専門委員会をおくことができる。

2 前項の専門委員会は、当面の間附属産学・地域連携センター運営委員会産学部会をもって充て

ることとする。

### 第3章 利益相反管理の実施手続

(自己申告)

第12条 教職員は、次の各号に該当するときは、別記様式による自己申告書を学長に提出しなければならない。

- (1) 学長が指定する国等の研究課題に応募若しくは申請し、又は実施しようとするとき。
- (2) 第5条に定める対象事案が発生したとき、又は発生することが明らかになったとき。
- 2 前項の自己申告書に記載すべき者の範囲は、教職員のほか、当該教職員と生計を一にする配偶者及び一親等の親族とする。
- 3 第1項に定める自己申告を要する範囲は、今後の社会情勢等の変化に伴い変更・追加等について検討する。

(委員会への付託)

第13条 学長は、前条の自己申告書の提出があったときは、その内容について、委員会に審議を付託するものとする。

(委員会の審議)

第14条 委員会は、前条の付託があったときは、申告内容について審議するものとする。

- 2 委員会は、前項の審議の結果、申告案件が第5条各号に該当するおそれがあると認めるときは、当該教職員から事情を聴取したうえで、次に掲げる措置について学長に意見を提出するものとする。
  - (1) 経済的な利益関係の一般への開示
  - (2) 専門委員会による研究のモニタリング
  - (3) 研究計画の修正
  - (4) 研究への参加形態の変更
  - (5) 研究への参加のとりやめ
  - (6) 経済的な利益の放棄
  - (7) 利益相反を生み出す関係の分離
- 3 委員会は、前項の意見を学長に提出したときは、当該教職員に対しその旨通知しなければならない。

(学長による指導等)

第15条 学長は、前条第2項の意見の提出を受けたときは、当該教職員から事情を聴取したうえで、申告案件が第5条各号に該当するおそれがあると認めるときは、必要な措置について指導・助言を行うものとする。

(自己申告による以外の案件に係る措置)

第16条 第12条に基づく自己申告によるほか、第4条及び第5条に該当する案件の存在が認められた場合の措置は、第13条から第15条までの規定を準用する。

(他の規程との関係)

第17条 第15条に基づく指導等対象案件が、本学の他の規程による禁止行為・制限行為その他に該当するときは、この規程のほか、当該規程の適用を受けるものとする。

(大学としての利益相反への対応)

第18条 委員会は、第5条の規定に該当する大学としての利益相反の可能性があると認められた場合は、その内容を確認のうえ、是正措置を要すると思われるものについて学長に報告する。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときはその内容を確認し、必要な場合は是正措置を講ずる。
- 3 前項の是正措置の内容は第14条第2項各号に準ずる。

(外部からの指摘に対する対応)

第19条 外部から本学及び教職員について許容できない利益相反の存在が指摘された場合の措置

は前条に準ずるものとし、学長はその結果について外部に対し説明責任を果たすものとする。

(情報等の取扱い)

第 20 条 委員会は、自己申告書その他教職員等からもたらされた利益相反に関する情報を秘密情報として管理し、適切に保存しなければならない。ただし、学長が必要と認める場合にあっては、学内の各種審査委員会等への情報提供を行うことができることとし、情報提供を受けることのできる学内の各種委員会等は、学長が別途指定する。

(秘密の保持)

第 21 条 委員会及び専門委員会並びに利益相反管理委員会から情報提供を受けた学内の各種委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2 委員会に出席を求められた者及び第 23 条の規定により庶務を行う者については、前項の規定を準用する。

(利益相反相談員)

第 22 条 本学に、利益相反について教職員からの個別相談に応じさせるため、利益相反相談員をおく。

2 利益相反相談員は、附属産学・地域連携センター運営委員会の委員長及び利益相反に関し専門的知識を有する者のうちから学長が指名したものとする。

#### 第 4 章 雑則

(庶務)

第 23 条 この規程による利益相反管理に関する庶務は、関係部局の協力を得て附属産学・地域連携センターにおいて処理する。

(その他)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、利益相反管理に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日規程第 6 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 27 日規程第 12 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 23 日規程第 34 号)

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。